

富山県バスケットボール協会 慶弔費内規

1 本協会役員の慶弔につき、次に掲げる基準において慶意又は弔意を表す。

- (1) 役員に顕著な功績があったとき
祝儀 10,000 円
- (2) 役員の死亡
香料 30,000 円及び花輪
- (3) 役員の父母又は配偶者の死亡
香料 10,000 円
- (4) 役員の実子の死亡
香料 10,000 円
- (5) その他協会関係の特別な人の死亡
香料 10,000 円
- (6) 役員が2週間以上の入院のとき
見舞 10,000 円

2 その他の事項に関しては、その都度会長が定める。

この内規は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

この内規は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。